



# ニュース・レター

NEWSLETTER 平成26年8月1日発行

第12号

2014.8

## ひとり親家庭への支援の見直しについて—相談支援体制の充実・強化

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 母子家庭等自立支援推進官 山本 博之

ひとり親家庭の支援策については、昨年5月に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を設置して見直しに関する検討を進め、昨年8月には「ひとり親家庭への支援施策の在り方について(中間まとめ)」がとりまとめられ、支援施策の在り方の方向性等が整理されました。

「中間まとめ」では、相談・支援体制について、①ひとり親家庭が抱える課題を把握・整理し、支援メニューを適切につなげる支援体制が十分でないこと、②地域によって支援メニューにばらつきがあること、③支援施策が知られておらず、利用が低調であること、といった課題が指摘されました。また、母子自立支援員については、①継続して任用されてきた非常勤職員が任期満了後に任期の更新がされない場合があること、②研修への参加機会が確保されていないことがあることといった課題が指摘されました。

こうした「中間まとめ」で指摘された課題に対応し、ひとり親家庭支援施策を強化するため、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正事項も盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)が、本年4月に成立、公布されたところです。

改正法においては、相談・支援体制に関し、母子家庭等への支援措置の積極的・計画的実施について、都道府県等の努力義務規定を設けるなど、支援体制の充実を図ることとしました。また、平成26年度予算においては、就業と子育ての両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、就業支援や生活支援を組み

合わせた支援メニューをワンストップで提供することを目的として、母子・父子自立支援員(法改正後の名称)に加え、新たに就業支援専門員を窓口配置することとしました。併せて、この相談窓口からつなげる先の具体的な支援施策の拡充強化(就業支援関連事業等の充実強化、子どもへの支援の推進等)も行つたところです。就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員の子育て・生活支援や養育費相談などの専門性を高め、他の行政窓口や支援機関との連携を密にすることにより、相談支援の質・量の充実を図ることを目指しています。

また、母子・父子自立支援員に関しては、改正法において、都道府県・市等が母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材について、その新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講じることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務を設けることとしました。併せて、平成26年度予算においても、研修の開催費用や母子・父子自立支援員等の外部研修の参加を支援する事業を創設したところです。

厚生労働省としては、これらの取組により、相談支援体制の充実強化を図り、ひとり親家庭の皆様の支援を行っていきたくと考えています。



# 全国協議会会長を終えて

富山県中部厚生センター福祉課 母子自立支援員 中田 斉子



全国母子自立支援員連絡協議会の平成24年度、25年度役員を中部ブロックが担当しました。「全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会」が平成24年度は富山県、25年度は石川県で開催され、情報交換会などで全国の会員と交流し、親交を深めることができました。会長・事務局として2年間の任期を終え、無事九州ブロックに引き継いでホッとしています。

この間、養育費相談支援センターの事業運営委員会、厚生労働省「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」を通して日々ひとり親の相談に携わっている立場から意見を発表する場を与えられた幸せに感謝しています。国会に提出された法改正案の「母子・父子自立支援員」の中で都道府県市等は研修の実施、措置を講じて人材の確保及び資質の向上を図るよう努める旨明記されました。私たちの身分保障や待遇改善に期待が持てる内容となりました。

全国協議会の会長としてだけでなく協議会に加入していない支援員を含め全国1,600名の代表として取り組んだ甲斐があったと細やかながら自負しています。専門委員会でのプレゼンテーションに当たり、協議会を通して会員に情報を求める機会がありました。熱意あふれる意見や励ましの声が多く寄せられ、発表の時に自信と勇気を与えてくれました。日々それぞれの持ち場で頑張っている者同士の連帯感を強く感じさせられ、全国組織の意義を改めて実感させられました。

母子自立支援員は所属する自治体によって配属先、仕事内容、待遇など働く環境がさまざまであることに驚かされます。また、厚生労働省がひとり親家庭の福祉推進のため次々と打ち出す施策が自治体では必ずしもその意図通りに実施されているわけではないことも知りました。ひとり親家庭の福祉推進のために母子自立支援員の存在は重要であるとの認識はあっても、自治体では経費削減や理解不足のため母子自立支援員の立場や雇用状態は年々不安定になっているようです。雇い止めや旅費の削減により、研修会参加や地区協議会の運営が難しくなり全国連絡協議会から脱退する県協議会・ブロックも相次いでいる現状です。母子自立支援員が設置されていない自治体もあり、会議で「母子自立支援員の存在を知らなかった」、「ひとり親は母子自立支援員にほとんど相談

していない」と聞き残念でもどかしい気持ちを何度も味わいました。ひとり親家庭の支援は、今後父子家庭への支援の広がりや子どもの問題、社会問題にも関わるなど複雑でますます専門性が必要とされています。自治体には必要な財源を確保し、地域の特性を生かした施策の展開を期待します。

私たちがただ目前の仕事の処理に追われるだけではなく、研修会に積極的に参加して専門性を高められるよう職場環境の改善を働きかけ、見識を高めてひとり親のよき支援者、職場で頼られる存在となるよう努力しなければなりません。全国に仲間がいると感じること、相談にのってくれる人や機関を知っていることはとても心強いことです。養育費相談支援センターも私たちを助けてくれる大切な機関としてもっと利用し、ひとり親家庭の子どもたちの福祉向上に貢献しましょう。日々の相談業務で感じた施策の問題点や意見は地区代表に伝え、全国連絡協議会から厚生労働省に届けて国の施策に反映させていく意識が大切だと思います。

最後に会を代表する立場に立ったことで、これまでとは違った観点で仕事を見直す機会が与えられ勉強させていただいたことに感謝します。また、当事者団体や関係機関の方からもたくさんのお力添えをいただき、ありがとうございました。

母子・父子自立支援員の皆さん、また研修会場でお会いしましょう。



# 親が離婚する子ども達のための明石市の新しい取り組み ～こどもの権利を行政が守る！～

明石市政策部市民相談室 室長兼課長・弁護士 **能登 啓元** の と ひろゆき

現在、夫婦の約3組に1組が離婚しています。彼らの中には、自分達の手一杯で、子ども達のことを後回しにしがちな夫婦が少なくありません。夫婦が離婚するときの一番の被害者は、子ども達です。近年、家庭内での虐待や暴力が増え、子どもにとって家庭が必ずしも安心できる場所ではなくなってきており、行政が家庭にしっかりと関与し、家庭を支えて行く時代が始まったといえます。

こうした現状に加え、本市では「子ども」を市政運営の特に重要なキーワードとして位置付け、「子どもを核としたまちづくり」に積極的に取り組んでいることから、まちの未来でもある子どもの権利である養育費の確保や面会交流の実施について、公である行政が子どもの立場に立って支援すべく、平成26年4月から、明石市子ども養育支援ネットワークの運用を開始しました。

## 1 相談体制の充実化

本市では、離婚や別居に伴う子どもの養育に関する相談窓口として、市民相談室に以下の3つの窓口を設けています。

### (1) 法律相談

兵庫県弁護士会所属の弁護士及び常勤の専門職職員である弁護士が、市役所や市民センターにおいて法律相談を受けています。

### (2) 専門職総合相談

離婚や別居に伴う子どもの養育に関する複合的な相談に対し、常勤の専門職職員である弁護士、社会福祉士及び臨床心理士がチームを組んで、必要に応じて市民の自宅や病院の枕元等を訪問するなどして、総合的な相談援助に取り組んでいます。

### (3) 子ども養育専門相談

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室の相談員による専門相談を、市役所で実施しています。

## 2 参考書式の配布

本市では、離婚や別居に伴う子どもの養育を支援するため、養育費や面会交流などについて記載するための「子どもの養育に関する合意書」及び「子ども養育プラン」を作成し、平成26年4月1日から、離婚届とともに配布しています。

離婚や別居を考えている夫婦の中には、養育費や面会交流などの子どもに関する取決めをすることを忘れている夫婦や、何をどのように決めればよいのか分からずに困っている夫婦が少なくありません。

そこで、そのような夫婦に子どものことを考えるきつ

かけを与え、夫婦間における協議が円滑に進むようにするため、市民に対しこれらの書式を配布することにしました。なお、これらの書式は、明石市ホームページからもダウンロードできます。

## 3 関係機関との連携

子どもに寄り添った支援を幅広く行うためには、子どもに最も身近な市が中心となり、養育支援について関係機関同士のつながりを深めていくことが大切です。

本市では、離婚や別居に伴う子どもの養育をサポートするため、関係機関である日本司法支援センター（法テラス）、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）、弁護士会、社会福祉士会、臨床心理士会及び公証役場と連携を図っています。

具体的には、本市における離婚や別居に伴う養育支援制度のあり方などに関する関係機関との意見交換及び情報共有を行うため、これらの関係機関及び有識者を構成員とした「明石市子ども養育支援ネットワーク連絡会議」を定期的に開催しています。なお、この会議には、神戸家庭裁判所がオブザーバーとして参加しています。

このように、本市では、①相談体制の充実化、②参考書式の配布、③関係機関との連携の3つの観点から支援を実施しています。市民の方が「合意書の書き方を教えてほしい」と言ってくると市民相談室に来庁されたり、他の自治体等から問合せを受けたりしている現状からしますと、本市の取り組みは概ね好評であると認識しております。

もっとも、これら3つの支援策は、明石市子ども養育支援ネットワークの序章にすぎません。関係機関や有識者からは、養育手帳の作成や面会交流場所の提供等についてご意見を頂戴しているところです。これらのご意見を参考にしつつ、自ら声を上げることのできない子ども達の権利をしっかりと守るため、これからも行政としてできることを一歩一歩進めて行きたいと思っています。

本市の取り組みが他の自治体にも広まり、一人でも多くの子ども達の権利が守られることを願ってやみません。

「子どもの養育に関する合意書」  
「子ども養育プラン」は明石市の  
ホームページをご覧ください  
⇒ [www.city.akashi.lg.jp/](http://www.city.akashi.lg.jp/)



「食のまち明石」マスコット  
キャラクター パパたこ

シリーズ

## そこが知りたかった 12



## —離婚後の戸籍について—

離婚に関する相談の中では、戸籍についての質問や相談が少なくありません。離婚したら自分や子どもの苗字=姓(氏)はどうなるのか、再婚したらどうなるのか、どのような手続をとったらよいのかなど分かっているようでも正確に答えるとなると意外に難しいのが戸籍に関する相談です。今回は、戸籍についてよく聞かれる質問を中心に戸籍を巡る問題について取り上げてみました。

## 離婚すると戸籍はどうなりますか

離婚届が出されると、夫婦のうち戸籍の筆頭者でないほうが戸籍から除かれることになります(除籍)。戸籍から除かれる配偶者は、婚姻前の戸籍に戻る(復籍)か、又は新しい戸籍を作る(編成)こととなります。

## 離婚しても婚姻中の氏をそのまま使うことができますか

離婚届を出すとき、又は離婚届を出してから3か月以内に届出をすれば、婚姻中の氏を続けて使うことができます(婚氏統稱)。この届出については誰も異議申立てをすることができません。

3か月を過ぎてしまった後で、やはり婚姻中の氏を使いたいという場合は、家庭裁判所に「氏の変更」の許可を求めなければなりません。

## いったん婚姻中の氏を使うと届け出たら、それ以後は婚姻前の氏には戻れないのですか

やはり家庭裁判所に「氏の変更」の許可を求めなければなりません。離婚の日(離婚届を出した日)から3か月が過ぎてしまった場合も同じですが、このような場合、「やむを得ない」事由があるときに許可されることになっており、必ず許可されるわけではありません。

## 離婚すると子どもの氏はどうなるのですか

母親が子どもを引き取って離婚し、婚姻前の戸籍に戻ったとき又は新しい戸籍を作ったときは、子どもは父親の戸籍に残ります。母親が離婚後も父親の氏を名乗る場合でも、子どもの戸籍は父親のほうに残ります。したがって、子どもが母親の戸籍に入るためには、家庭裁判所に「子の氏の変更」の許可を求めなければなりません。(注：このとき、親権者が父親である場合は、父親が申し立てなければなりませんことに注意してください。)

母が実家の戸籍に復籍している場合に子どもを母の戸籍に入籍するときは、母につき新戸籍が作られることとなります。

## 「子の氏変更」によって氏を変えた場合、子どもは元の氏には戻れないのですか

「子の氏変更」の許可によって氏が変わった未成年の子どもは、成人に達したときから1年以内に家裁の許可なしに、元の氏に戻ることができます。

## 子どもの氏が変わると、別れた親との縁は一切なくなるのですか

子どもが父親又は母親の氏を名乗っても、父母の子どもに対する扶養義務(養育費負担義務)や父母の遺産相続権がなくなるわけではありません。

## 未婚で子どもを出産した時は子どもの氏はどうなりますか

未婚で子どもが生まれた場合、子どもは母親の戸籍に入り、母親が親権者となります。父親の認知がある場合には、子どもの戸籍の父親欄に父親の名前が記載されます。

## 子どもを育てている親が再婚した場合、子どもの氏はどうなりますか

離婚して子どもを育てている母親が再婚した場合、母親が再婚相手の氏を名乗る場合は、母親が除籍され、子どもだけの戸籍が残ることとなります。(注：ただし、母親を筆頭者として再婚する場合、再婚相手の男性が母親の戸籍に入ってくる形になるので、子どもと母親の氏が変わる(子どもだけの戸籍になる)ことにはなりません。)この場合、子どもが再婚相手の戸籍に入るためには、子どもが再婚相手と養子縁組するか、又は家庭裁判所に「子の氏の変更」の許可を求め、その許可を得て入籍届を出す必要があります。

一方、父母の離婚後、子どもの籍が父親の籍に残ったままである場合に、父親が再婚し、父親の再婚相手が父親の戸籍に入ったときは、子どもの氏(戸籍)は変わりません。

## 母親の再婚相手と母親の連れ子が養子縁組するときは実父(前夫)の承諾が必要なのですか

母親が親権者である場合、子どもの実父の承諾は要りません。父親が親権者である場合はその承諾が必要です。

## 母親が再婚相手と離婚した時は、子どもの氏はどうなるのですか

母親が再婚相手と離婚した時は、一般の離婚と同様に、再婚相手が戸籍の筆頭者である場合は、母親は再婚前の戸籍に戻るか、新しい戸籍を作ることとなります。母親の再婚相手と養子縁組していた子どもが養子縁組を解消した場合、子どもが離婚した母親の戸籍に入るためには、「子の氏の変更」の許可を求めなければならない場合があります。

## 外国人との婚姻や離婚の場合の氏はどうなりますか

日本人が外国人と結婚すると、日本人について新戸籍が作られますが(その日本人が筆頭者でない場合)、婚姻の日から6か月以内に届出をすれば、家裁の許可を得ないで、外国人の配偶者の氏を名乗ることができます。離婚した場合には3か月以内に届出をすれば家裁の許可なしに元の氏に戻ることができます。日本人と外国人の夫婦の子どもが父や母の氏に変更する場合は家裁の許可が必要です。

## 戸籍の相談で分からないことがあったらどこを紹介したらよいのですか

市町村役場の戸籍係(戸籍役場ともいいます)、法務局、法務省民事局にお問い合わせください。



地域に密着した相談支援を……  
母子自立支援員さんたちの取り組み



甲府から見た富士山

山梨県母子寡婦福祉連合会事務局長 **山本 美智子**

「ごきげんよう」でお馴染みの連続テレビ小説「花子とアン」の主人公、村岡花子が生まれたのが甲府市です。

甲府の地名は、「甲斐の国を司る府中」に由来し、いまから490年前に武田信玄公の父・信虎が、現在の武田神社の地に館を置き、城下町を開いたのがはじまりです。人口約19万人ですが、自然風土の恵みと伝統技術の市でもあります。ブドウをはじめとする果物、水晶の産地であったことから発展した宝飾品、海のない山国の知恵から生まれた煮貝（アワビ）、郷土料理のほうとう、B1-グランプリの鳥もつ煮などがあります。また、愛称「ミレーの美術館」と親しまれている山梨県立美術館も有名です。

母子家庭等就業・自立支援センターを開設して9年目の事務所は、甲府駅北口から西へ800m、山梨県母子福祉センター内にあります。無料職業紹介所でもありますが、求人数が少なく大変苦慮しております。

私は、法人の事務局長と養育費相談員を兼ねる業務に就いてから6年、相談業務は前職の女性相談所、高齢者総合相談所で携わっていましたが、養育費については殆どゼロからの出発でしたので、養育費相談支援センターで開催する研修会に参加し勉強させていただいております。特に事例検討はとても参考になりますが、ひとり親家庭が増加しているにもかかわらず、県内での養育費に関する相談は少なく、弁護士による無料法律相談を含めても年間30件程度です。

この無料法律相談会ですが毎月1回（原則として第

2火曜日、1人45分）開催しており、対象者はひとり親家庭及び寡婦の方、子どもを抱えて離婚を考えている方となっています。離婚前相談者を対象にしたのは、離婚前に、「養育費」や「面会交流」などの知識を得てしっかりとした取り決めをして欲しいからです。しかし、「調停離婚で取り決めをしているが、振込が途絶えてしまった、どうにかして養育費を取りたい」等の相談も元夫が所在不明、勤務先不明で調停も起こせず、所在を探す時間も多忙を極めるひとり親にとっては厳しく、養育費を諦めなければならない方も多いのが現実です。

養育費（を支払うこと）が子どもに対して持つ意味を父母双方に理解してもらうこと、また、不履行に対する社会的制裁を課すなど「子の最善の利益」理念を誠実に志向する法改正を早く実現して欲しいと思っています。

面会交流でも、「父親と過ごした後に子どもが荒れて、数日間母親の言うことをきかなくなり対応に悩んでいる」という相談もあります。一方、離れて暮らしていても常に交流をもつことが子の成長にとって大事なことであることを認識し、元夫と授業参観や運動会等に揃って参加し、緊急時には子どもを預けるなど上手く行動をされている方もおられます。

いくつもの相談事例を通して、相談者の心に添った支援ができるようにこれからも職員一同、じち【新たに事をはじめようとする気力の意味】をだし、こぴつと【ピシッと、まっすぐに、きちんとの意味】頑張ります。



5月の風のようにさわやかな山梨県母子家庭等就業・自立支援センターのみなさん



サクランボのような笑顔で相談者に接する山本さん

## お知らせ

### ◆全国9か所で開催！地域研修会にご参加ください

平成26年度地域研修会を全国9か所で開催します。東北地域及び四国地域は、それぞれ青森県、愛媛県が開催する研修会と合同で開催します。また、今年度は強いご要望のあった北陸三県（富山、石川、福井）を対象とした研修会を独立して実施します。研修会のねらいは、養育費と面会交流に関する相談のスキルアップを図ることですが、民法改正や家庭裁判所の調停の変化を受けて、子どもの福祉を優先した離婚や離婚後のあり方について関心が高まっていることから、今年度は「親」としての視点に立つことへの相談、支援のあり方に重点を置きたいと考えています。

プログラムとしてはロール・プレイや参加者提出の事例検討などを予定しています。相談経験の少ない方も、また、戸籍窓口係の方も歓迎です。是非参加してスキルアップしましょう！

- ・北海道地域 26年9月25日(木) かでる2・7 定員30人
- ・東北地域 26年11月7日(金) 青森国際ホテル  
青森県主催の母子自立支援員等研修会と合同開催  
(北海道ブロックも対象)
- ・関東地域 27年2月13日(金) 東京芸術劇場(未定) 定員60人
- ・中部地域 27年1月9日(金) ウィンク愛知 定員45人
- ・北陸地域 26年10月16日(木) 石川県母子福祉センター  
(石川県母子寡婦福祉連合会と共催) 定員30人
- ・関西地域 26年12月18日(木) プリムローズ大阪 定員60人
- ・中国地域 26年11月27日(木) まちづくり市民交流プラザ 定員40人
- ・九州地域 27年1月22日(木) アクロス福岡 定員45人
- ・四国地域 26年10月24日(金) 愛媛県庁  
愛媛県主催の母子自立支援員等研修会と合同開催

### ◆台風8号の影響で養育費専門相談員等研修会を延期しました

平成26年7月10日、11日東京池袋のサンシャインシティで開催を予定していた養育費専門相談員研修会は、台風8号により交通の混乱が予想されたため、開催を延期させていただきました。

参加を予定されておられた方には8日中に御連絡しましたが、いろいろと御迷惑をおかけしました。研修会は、平成27年2月19日(木)、20日(金)の開催を予定しておりますが、詳しくは改めて各自治体を通じてご連絡します。

### ◆全国研修会が那覇市で開催されます

平成26年9月4日～5日那覇市・沖縄県市町村自治会館で厚生労働省、沖縄県、養育費相談支援センター共催による平成26年度全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会が開催されます。那覇市で全国研修会が開催されるのは初めてです。沖縄の海と空の下でひとり親支援の充実のためによりよい研修を行いたいと準備しています。

### ◆絵本「ぼく、健太」JHPにアップしました

各新聞で報道され、市販してほしいと要望の高かった絵本「ぼく、健太」、養育費相談支援センターのホームページにアップしました。面会交流の相談に来られた方へ紹介するなど是非ご活用ください。

### ◆義務者向けパンフレットを更新しました

養育費を払う側のお父さん(お母さん)を対象としたリーフレット「お子さんと離れて暮らすあなたへー養育費ー心をつなぐメッセージ」をリニューアルしました。本号のニュースレターと一緒に各自治体や母子家庭等就業・自立支援センター等にお届けします。是非ご活用ください。

## 編集後記

- ★ 巻頭言は、厚労省の母子家庭等自立支援室母子家庭等自立支援推進官山本博之氏に、ひとり親家庭への支援の見直しと充実化について国の施策の内容と方向性を紹介していただきました。厚労省のリーダーシップによって各自治体の取組みが一層推進されることを期待しましょう。(鶴)
- ★ その厚労省のひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の委員として参加し、全国の自立支援員の活動や勤務実態を伝えるなど大きな役割を果たされた中田さんに会長としての2年間を振り返っていただきました。(石)
- ★ 今、全国から熱い視線が寄せられている明石市の能登啓元市民相談室長から、同市の画期的な施策について紹介していただきました。副題の「子どもの権利を行政が守る！」意気込みが伝わってきますね。(鶴)
- ★ 「そこが知りたかった」12回目。今回は比較的早くテーマが決まりました。しかし、そもそも戸籍って何？から始めると大学の講義みたいになっちゃうし、また夫や妻や子どもの立場から正確に説明しようとするほど何を書いているのか分からなくなるし・・・頭を抱えていたら昨日カリスマ美容師にもらったセットが乱れてしまいました。(石)
- ★ 特急あすで新緑の中央線をフルーツの里甲府へ。山梨県母子家庭等就業・自立支援センターの皆さんはフレンドリーで明るい方ばかりでした(おいしいサクランボを出していただいたから申しあげるではありません)。山本局長からすてきなメッセージをいただきました。お昼はもちろん「ほうとう」。こびっとおいしくいただきました。(えび)
- ★ 私ごとで恐縮ですが、腰まであった自慢の黒髪を31センチカットして、小児がんや不慮の事故でウィッグを必要としている子どもに提供するNPO法人に寄付しました。もらった子どもはハリー・ポッターのように明るくて活発な子に変身するだろうとスタッフ。黒髪が結ぶ絆(キズナ)と思うと梅雨の晴れ間の風がショートカットを吹き抜けていきます。(高)

## 養育費相談支援センター(厚生労働省委託事業)

(公益社団法人 家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03(3980)4108 FAX 03(6411)0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp